

金沢市観光地域づくり緊急支援給付金のご案内

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の減少で収入が大幅に減少している事業者のうち、これまで（一社）金沢市観光協会を中心とした本市の「観光地域づくり」に貢献のあった観光関連事業者の事業継続を支援します。

本給付金は、減収分を補う国の「持続化給付金」（50%以上の売上減少が要件）の対象から外れる事業者の方を市独自に支援するものです。

1. 対象となる事業者

金沢市内の事業者で、下記のいずれにも該当する者

- ①2020年4月1日時点において、一般社団法人金沢市観光協会会員である者
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、
今後も事業を継続する意思がある中小企業者又は、個人事業主である者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で
30%以上かつ50%未満減少している者

2. 給付金

30万円（支給回数：1事業者1回）

※ただし、昨年度1年間の売上からの減少分を上限とします。

【売上減少分の計算方法】

前年の総売上（事業収入） - （前年同月比▲30～50%の月の売上×12ヶ月）※

※基準となる対象の月は、2020年1月から6月のうち、2019年の同月比で売上が30%以上50%未満減少したひと月について、事業者の方に選択いただけます。

3. 申請期間

受付開始：令和2年5月中旬（予定）

締切：令和2年8月31日（月）

※国の「持続化給付金」、本市の「飲食業事業継続緊急支援給付金」との重複申請はできません。

4. 申請方法

- ・金沢市観光協会会員あてにメールまたは郵送にて申請書を送付します。
- ・必要書類を添付のうえ、原則、郵送により提出してください。
(来庁による相談や持参による提出も対応可能です。)

5. 申請及びお問い合わせ

金沢市経済局営業戦略部観光政策課 TEL 076-220-2194